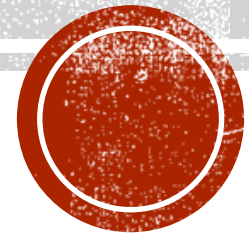


ご参加の皆さま

**国家資格キャリアコンサルタント試験と
キャリアコンサルティング技能検定2級の
概要説明**

2017年4月16日

千葉和久



Content

- 1. 国家資格キャリアコンサルタント試験**
- 2. キャリアコンサルティング技能検定2級**

1. 国家資格キャリアコンサルタント試験

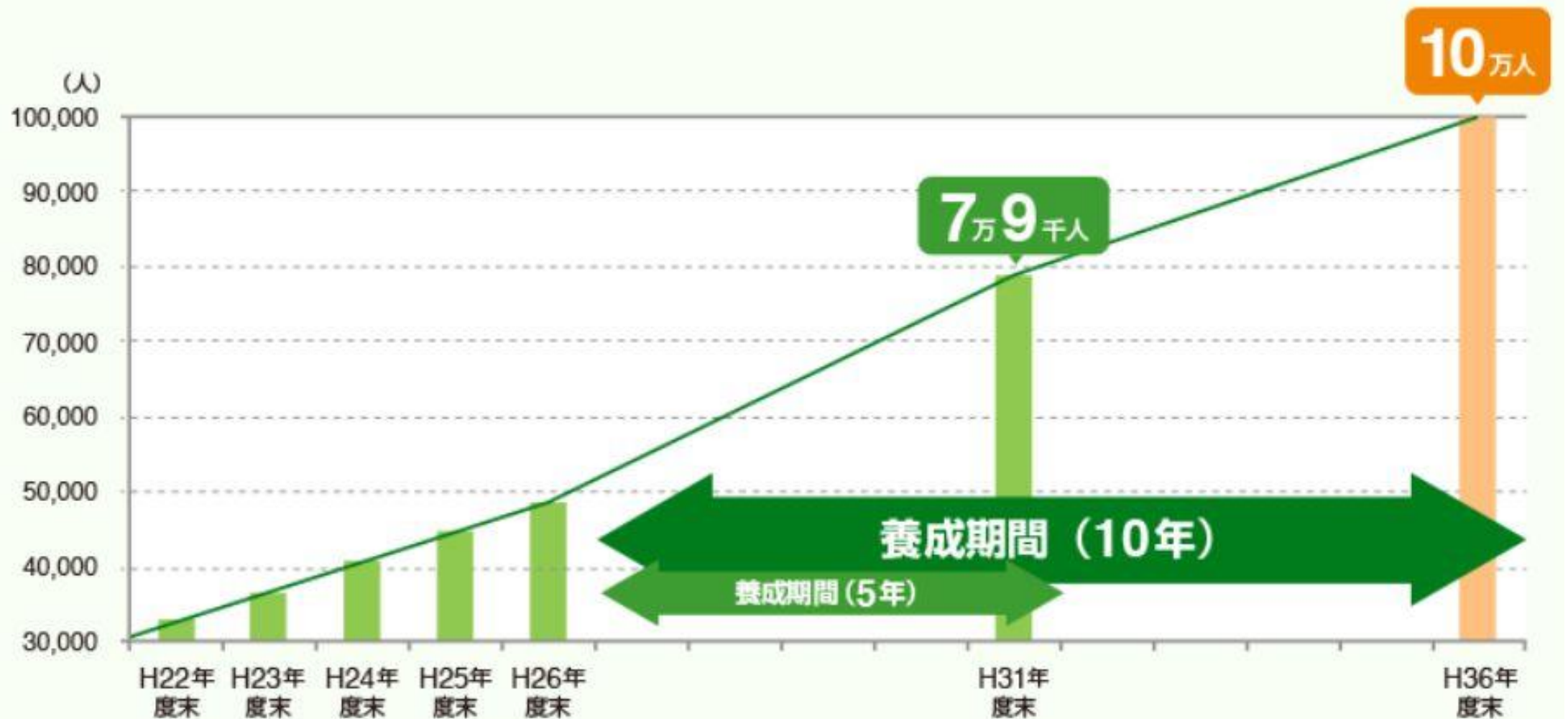
国家資格キャリアコンサルタント登録者数の状況（平成29年3月末日現在）

総数：25,518名

標準レベルキャリア・コンサルタント等有資格者数（平成28年3月末日現在）

総数：45,785名

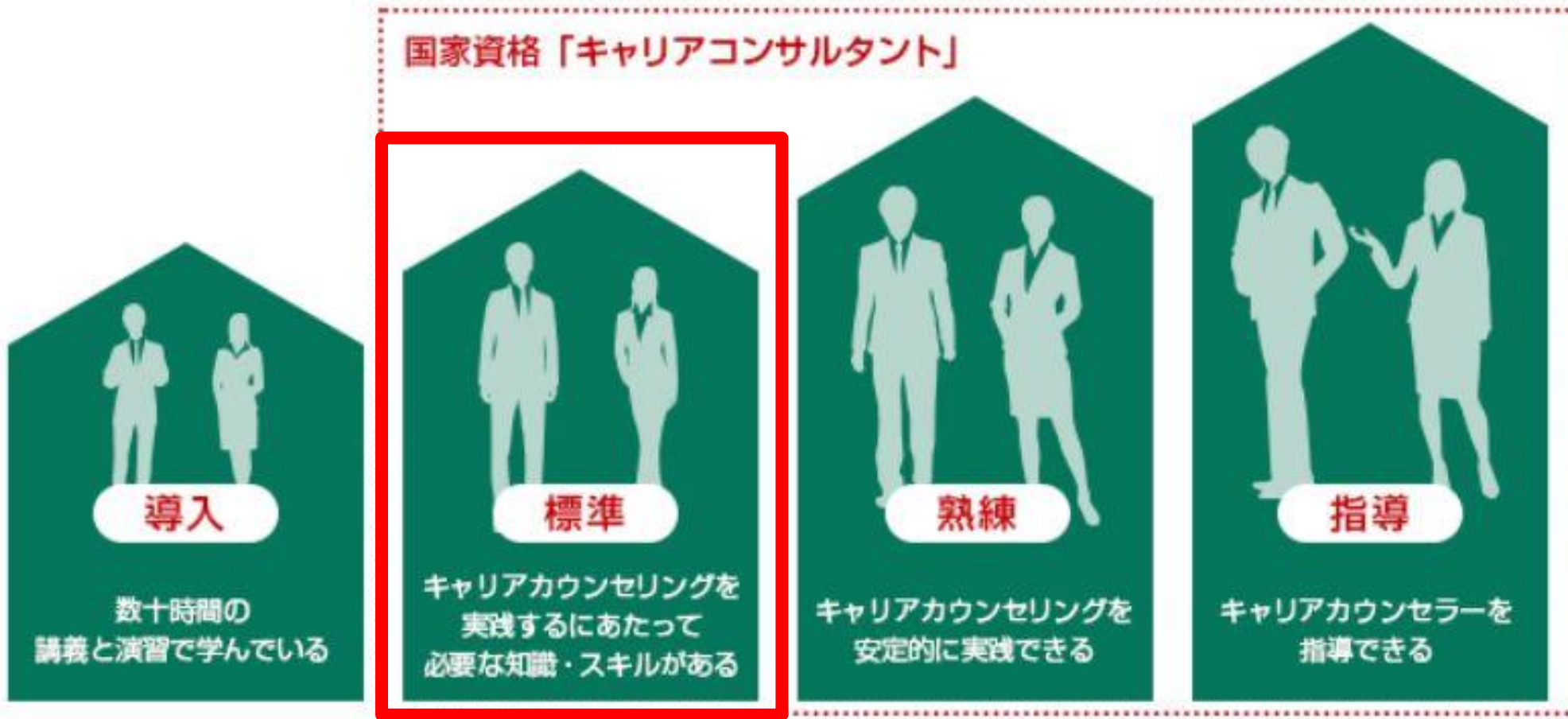
キャリアコンサルタント養成数の推移



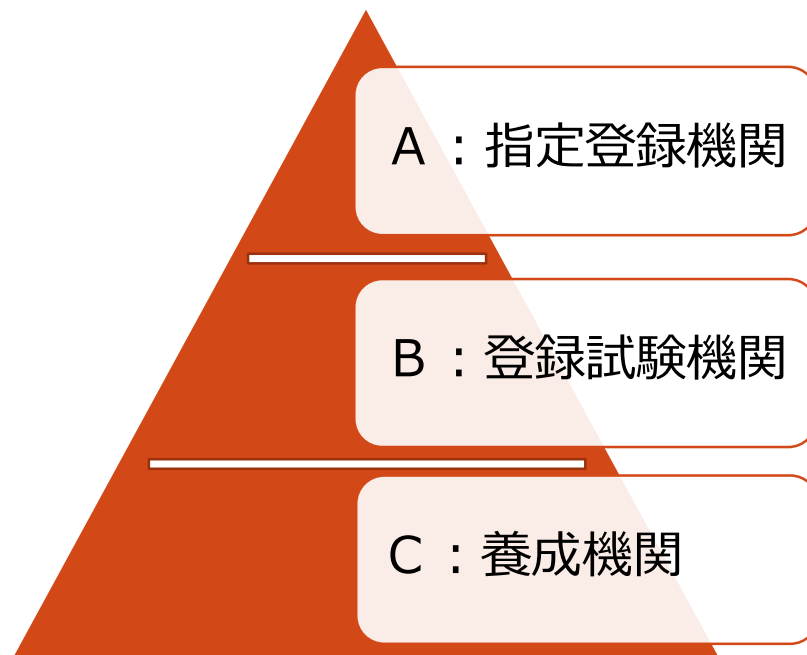
出所：日本産業カウンセラー協会（JAICO）ホームページより

国家資格化の位置づけ

キャリアコンサルタントの4つのレベル



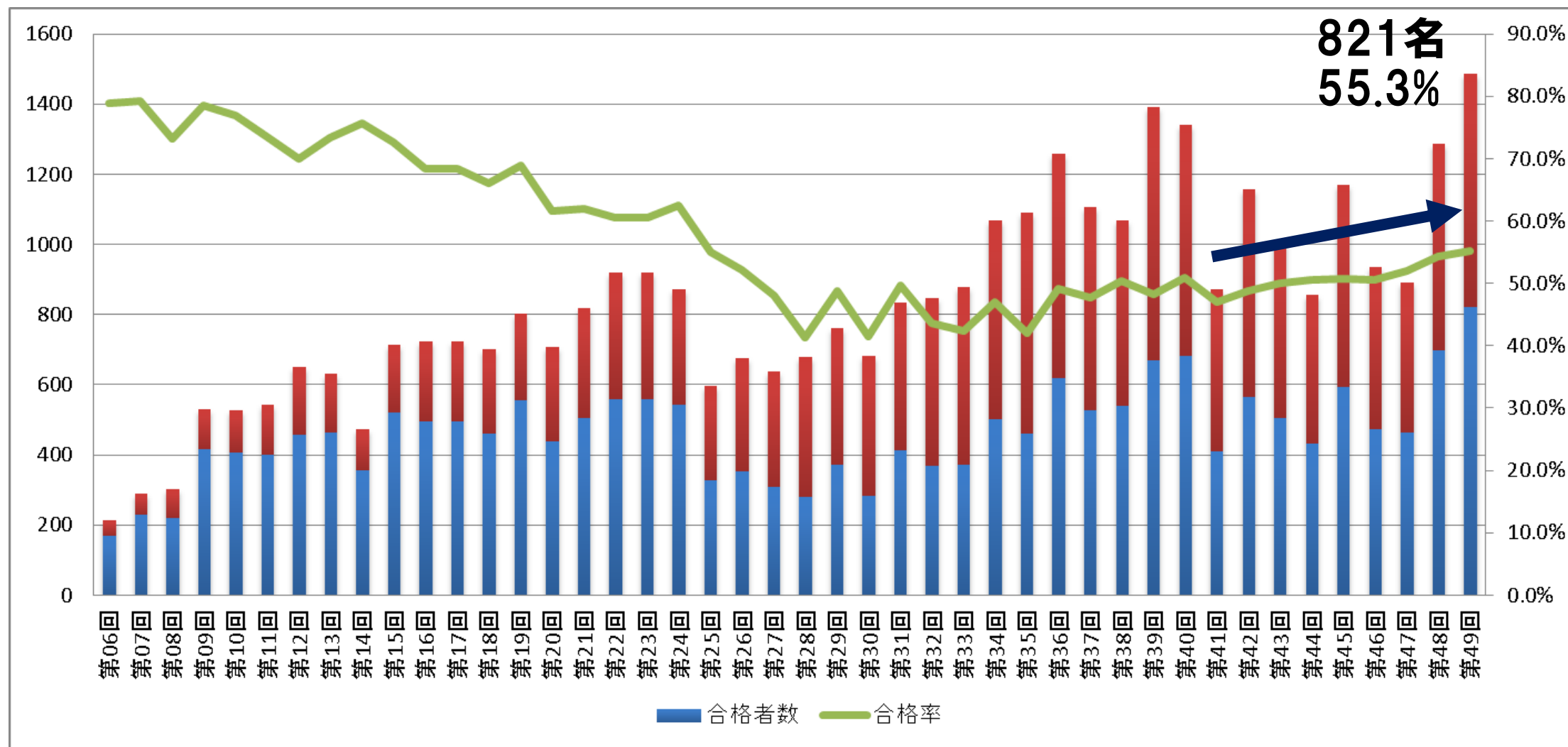
国家資格化の体制図



A	試験合格者を登録し、名称独占・守秘義務の対象を特定する	キャリア・コンサルティング協議会
B	厚生労働大臣の定める基準に従い、学科と実技試験を実施する	キャリア・コンサルティング協議会 日本キャリア開発協会 (JCDA)
C	知識・技能習得するための標準カリキュラム (140時間) を実施する	日本マンパワー、リカレント、日本産業 カウンセラー協会 (JAICO) など14団体

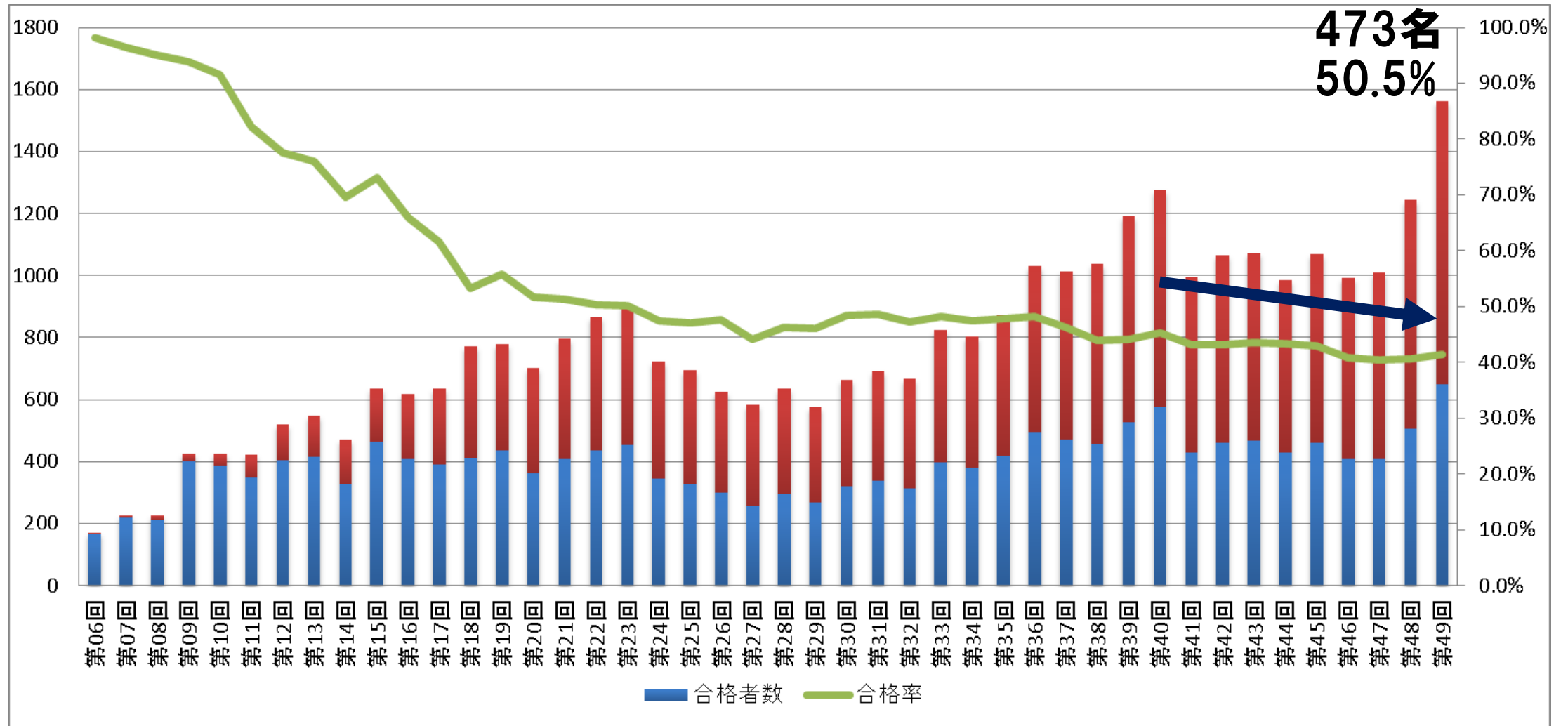
合格率 (CDA 1次試験)

第6~49回 / 2001~2016年度



合格率 (CDA 2次試験)

第6~49回 / 2001~2016年度



キャリアコンサルタント試験結果データ(第1～3回)

合格率情報		第1回			第2回			第3回		
種別	団体	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率	受験者数	合格者数	合格率
学科	JCDA	1,028	763	74.2%	1,248	934	74.8%	1,461	925	63.3%
	協議会	1,167	945	81.0%	662	511	77.2%	750	496	66.1%
	合計	2,195	1,708	77.8%	1,910	1,445	75.7%	2,211	1,421	64.3%
実技	JCDA	1,376	709	51.5%	1,569	932	59.4%	1,652	1,022	61.9%
	協議会	1,000	716	71.6%	804	597	74.3%	858	564	65.7%
	合計	2,376	1,425	60.0%	2,373	1,529	64.4%	2,510	1,586	63.2%

合格後の登録作業（標準レベルキャリアコンサルタント）

必要書類等

- ①様式第十二号の七（キャリアコンサルタント登録申請書）
- ②キャリアコンサルタント登録申請補足書類
- ③住民票（氏名、住所の確認用、過去3か月以内に取得したもの、コピー不可）
- ④登録免許税の収入印紙：9,000円
- ⑤登録手数料：8,000円（コンビニペーパーレス決済またはクレジットカード決済（VISAかMASTER））
- ⑥キャリアコンサルタント試験合格証の写し

申請書の送付先

〒201-8691 日本郵便株式会社狛江郵便局 郵便私書箱第6号

キャリアコンサルタント登録センター 御中

Q

更新手数料はいくらですか？

A

確定し次第、当ウェブサイトにてご案内いたします。

出所：国家資格キャリアコンサルティングWEBサイトより

合格後の登録の更新（標準レベルキャリアコンサルタント）

キャリアコンサルタントの登録を継続するためには5年ごとに更新を受けることが必要となります。

更新を受けるためには、以下のA及びBの講習を受ける必要があります。

A. キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習につき **8時間以上**

B. キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習につき **30時間以上**

ただし、技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格したキャリアコンサルタントからキャリアコンサルティングの実務に関する指導を受けた時間又はキャリアコンサルティングの実務に従事（次ページで解説）した時間については、**10時間以内に限り上記Bの講習を受けたこととみなされます。**

その他、技能検定キャリアコンサルティング職種に合格した方は、合格後5年以内に行う更新において必要となる上記A及びBの講習が免除されます。また、技能検定キャリアコンサルティング職種1級に合格した方は、上記Bの講習が免除されます。

合格後の登録更新（実務に従事）

「実務に従事」とは以下のいずれも適合するかという考え方を基準に、個別に判断することになります。

- **キャリアコンサルティングによる支援対象者が、「労働者」であること。**
なお、ここでいう労働者とは、現在就業している方のみならず、現在仕事を探している求職者（ハローワーク等の職業紹介機関に求職の申込みを行っている方、学卒就職希望者等）を含みます。
- **相談の内容・目的が職業の選択、職業生活設計又は職業能力開発及び向上に関するものであること。**
- **キャリアコンサルティングが一對一で行われるもの、又はこれに準ずるもの（少人数グループワークの運営）であること（情報提供に止まるもの、授業・訓練の運営そのもの等は含みません。）。**

合格後の登録更新講習（JCDA）

KI01 知識講習

受講対象	キャリアコンサルタント・キャリアコンサルティング、キャリアカウンセリングに関連する資格をお持ちの方
実施形態	通信講座
時間・日数	時間：8時間(動画視聴:7.5時間 修了テスト:0.5時間)
定員	500名
受講料	一般10,000円(会員 無料)

KC01 技能講習(カウンセリング)①(入門編) キャリアカウンセリングのメカニズムと条件

実施形態	通信講座・通学講座
時間・日数	時間：7時間(通信講座:3.5時間 通学講座:3.5時間)・日数(通学のみ)：0.5日
定員	20名
受講料	一般10,000円(会員 無料)

【無料】

- ・知識：8時間中8時間カバー
- ・技能：30時間中7時間カバー(残り23時間)
- 実務従事：+10時間(残り13時間)
- ※CDAポイント(100ポイント中76ポイント獲得)

KC03 技能講習(カウンセリング)③(応用編) クライアント体験によるケース概念化

実施形態	通学講座
時間・日数	時間：14時間(1日目:7.5時間、2日目:6.5時間) 日数：2日
定員	10名
受講料	一般54,700円(会員39,100円)

新ピアトレーニング

受講対象	ピアワークショップ	
実施形態	金の糸ピアトレーニング	
時間・日数	受講対象	CDA会員限定
定員	実施形態	通学
受講料	時間・日数	時間：3時間
	定員	20名/ピアファシリテーター1名につき
	受講料	無料(CDA会員)

【CDAポイントの差分】

- 上記はいずれも5ポイント/回
- 年1回参加で25ポイント獲得

CDA会員制度(会費と会員数)

会費

会員数

(2017年3月22日現在)

個人会員(15,671名 *)

一般会員	35名
CDA会員	15,572名
研究会員	14名
キャリア会員	46名
名誉会員	4名

	入会金	年会費
一般会員	5,000円	8,000円
キャリア会員	5,000円	7,000円
CDA会員	5,000円	7,000円
研究会員	-	5,000円
名誉会員	-	-
一般法人会員	30,000円	20,000円(一口)
提携法人会員	150,000円	100,000円
認定教育機関	300,000円	200,000円

キャリアコンサルタント倫理綱領(抜粋:1)

第1章 基本的姿勢・態度

(守秘義務)

第5条 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングを通じて、職務上知り得た事実、資料、情報について守秘義務を負う。但し、身体・生命の危険が察知される場合、又は法律に定めのある場合等は、この限りではない。

2 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングの事例や研究の公表に際して、プライバシー保護に最大限留意し、相談者や関係者が特定されるなどの不利益が生じることがないように適切な措置をとらなければならない。

(誇示、誹謗・中傷の禁止)

第6条 キャリアコンサルタントは、自己の身分や業績を過大に誇示したり、他のキャリアコンサルタントまたは関係する個人・団体を誹謗・中傷してはならない。

キャリアコンサルタント倫理綱領(抜粋:2)

第2章 職務遂行上の行動規範

(任務の範囲)

第8条 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングを行うにあたり、自己の専門性の範囲を自覚し、専門性の範囲を超える業務の依頼を引き受けてはならない。

- 2 キャリアコンサルタントは、明らかに自己の能力を超える業務の依頼を引き受けてはならない。
- 3 キャリアコンサルタントは、必要に応じて他の分野・領域の専門家の協力を求めるなど、相談者の利益のために、最大の努力をしなければならない。

(相談者との関係)

第10条 キャリアコンサルタントは、相談者との間に様々なハラスメントが起こらないように配慮しなければならない。また、キャリアコンサルタントは相談者との間において想定される問題や危険性について十分配慮してキャリアコンサルティングを行わなければならない。

- 2 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルティングを行うにあたり、相談者との多重関係を避けるよう努めなければならない。

2. キャリアコンサルティング技能検定2級

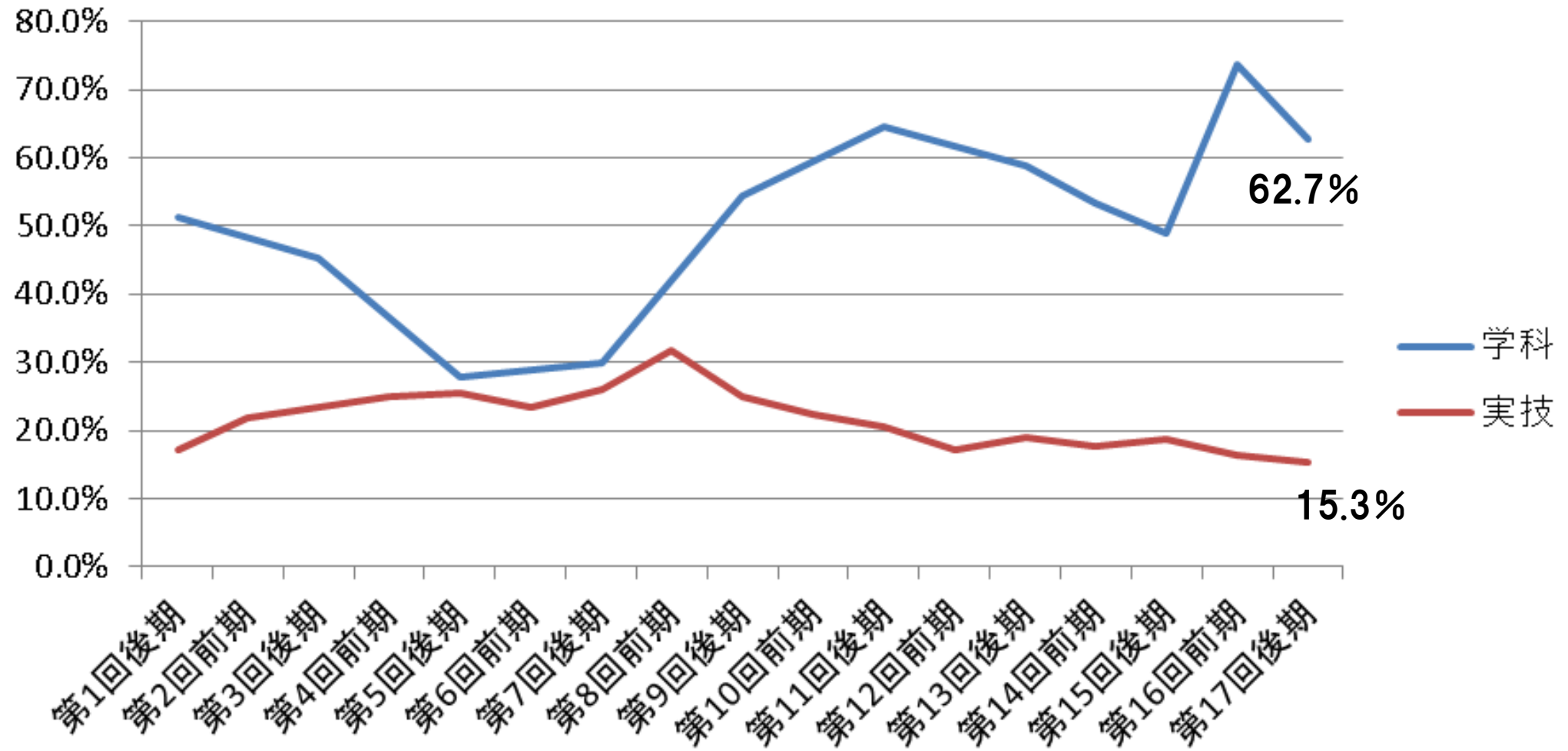
H29年1月31日現在

キャリアコンサルティング技能士数

都道府県別技能士数 (人)

都道府県	1級	2級	合計
総計	212	7580	7792

合格率（キャリアコンサルティング技能検定2級） 第1～17回／2008～2017年



2級受験資格

複数の資格に該当する場合は、いずれか一つを満たせば受験できます。以下の受験資格に該当しない場合は、受験できません。

区分	受 検 資 格	【重要】申請に必要な証明書類* ⁸
1	5年以上の実務経験* ¹ を有する者	なし
2	4年以上の実務経験* ¹ を有する者で、大学* ² において検定職種に関する科目* ³ について20単位以上修得し、卒業したもの	学位取得証明書(または卒業証書の写し)および単位取得証明書
3	4年以上の実務経験* ¹ を有する者で、キャリアコンサルタント試験の受験要件を満たすものとして厚生労働大臣が認定する講習* ⁴ を修了したもの又はこれと同等以上の講習を修了したもの	「講習修了」を証明する団体発行の書類の写し
4	3年以上の実務経験* ¹ を有する者で、大学院* ⁵ において検定職種に関する科目* ³ について8単位以上修得し、修了したもの	学位取得証明書(または卒業証書の写し)および単位取得証明書
5	3年以上の実務経験* ¹ を有する者で、キャリアコンサルタント試験* ⁶ に合格したもの、またはキャリアコンサルタントであるもの* ⁷	「試験合格」を証明する登録試験機関発行の書類の写し* ⁸ または指定登録機関が発行した登録証の写し

*1 実務経験とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関し、相談者の希望に応じて実施される相談に継続的・反復的に携わった経験をいう。なお、労働者には、現在就業している者のほか、現在仕事を探している求職者、学卒就職希望者等を含む。

また、実務経験年数の算出にあたっては、**受験申請受付期間最終日(4月21日)での通算年数**とする。同時期に複数の実務経験がある場合は、主要なもの一つで算出のこと(実務経験は「キャリアコンサルタント」資格取得の時期にかかわらず通算される)。

受験申請書の**実務経験欄は、必ず記入のこと**(過去に受験した場合でも、記入が必要)。 出所：国家検定キャリアコンサルティング技能検定ホームページより

受験申請書

Ⅲ. 受験資格(いずれか一つの数字に○の上、該当欄を記入)【*1は受検案内「I-3」、*2は8票裏面「4」参照のこと】

区分	受験資格	必要な証明書類 *1 (添付書類として同封するものにチェックし、右欄に発行団体のコード番号を記入)	団体コード *2
1	5年以上の実務経験を有する		
2	4年以上の実務経験を有する者で、大学において検定職種に関する科目について20単位以上修得し、卒業したものの	<input type="checkbox"/> 学位取得証明書(または卒業証書写し)および <input type="checkbox"/> 単位取得証明書	
3	4年以上の実務経験を有する者で、キャリアコンサルタント試験の受験要件を満たすものとして厚生労働大臣が認定する講習を修了したもの又はこれと同等以上の講習を修了したもの	<input type="checkbox"/> 「講習修了」を証明する団体発行の書類の写し	
4	3年以上の実務経験を有する者で、大学院において検定職種に関する科目について8単位以上修得し、修了したもの	<input type="checkbox"/> 学位取得証明書(または卒業証書写し)および <input type="checkbox"/> 単位取得証明書	
⑤	3年以上の実務経験を有する者で、キャリアコンサルタント試験に合格したものの、またはキャリアコンサルタントであるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 「試験合格」を証明する登録試験機関発行の書類の写し または指定登録機関が発行した登録証の写し	0 2

サルタントまたは養成講座」団体コード表または検定HPの「受験申請」を参照のこと。

Ⅳ 試験の免除

・一部合格による免除を申請する場合は、一部合格番号を記入のこと(受検案内P2. I-4「試験の免除」を参照)

Ⅳ. 試験の免除 学科または実技の一部合格 受検案内「I-4」参照のこと

一部合格番号

V. 実務経験

通算年数 年

Ⅲ. の受験資格を満たしていること。(下表に内訳を記載し、期間を合算。月数は切り捨て、1マスに1桁の数字を記入。)

開始年(西暦)と月	期間	所属	相談実施場所	内容(相談の対象及び内容・実施回数や頻度、人数等)
2010040101	0101	武蔵野大学 人事課	同左	社員を対象に、人事異動、組織改革などに関して、本人からの希望による相談実施(頻度月1~2回、延べ15人)
2011090107	0107	パーク スタッフ	ショップ みなど	34歳以下の若年者を対象にした就職相談の実施(1日5人程度)
2013040400	0400	Pキャリア	芝公園大学	就職セミナーを受講した学生に対して、セミナー終了後、本人からの希望による就職相談(月2回、1回3人程度)

V 実務経験

・内容については受検案内P1. I-3「2級受験資格」を満たすものであること
【実務経験未記入の場合は、受験申請書を受理できません】。
・虚偽の申請により合格した場合は、取り消されます。
・用紙が足りない場合は同形式にて別紙に記入のこと(ホチキス留め不要)。
・同時に複数の実務経験がある場合は、主要なもの一つで年数算出のこと。
・月数計は12ヶ月を1年として通算年数に合算してよい。

欄が足りない場合は同様の形式で別紙に記入のこと

Ⅵ. 協議会からの情報提供を 希望する 希望しない

Ⅶ. 当試験に合格した場合、個人情報を指定登録機関へ提供することに 同意します 同意しません(空欄の場合は、同意したものとみなします。)

Ⅷ. 氏名が添付する証明書類と異なる場合は、その理由を記入のこと。

キャリアコンサルティング技能士会

| 会員条件

- キャリアコンサルティング技能士であること
- 技能士会会員規程及びキャリア・コンサルティング協議会キャリアコンサルタント倫理綱領を遵守すること
- 会費を支払うこと

| 入会費用

入会費 初年度のみ	年会費 保険料込	合計 (税込)
10,800円	3,780円	14,580円

技能士会 会員サービス

キャリアコンサルティング技能士会 登録証の発行



1級技能士

2級技能士

キャリアコンサルティング 技能士検索サイト

ホームページ「キャリアコンサルティング技能士検索サイト」にて 技能士個人のPR等を公開、個人のページとして活用できます。

継続学習・講座紹介・書籍の割引

キャリア・コンサルティング協議会をはじめとする各団体の講座情報や割引サービスでの講座や書籍の案内をご提供します。

仕事依頼

「技能士の窓」経由で掲載技能士への仕事や相談依頼があります。

「技能検定試験」の 運営に関わる情報提供

面接試験相談役など、検定に関わる人員募集案内をご提供します。

仕事情報の提供

求人募集のご提供をします。

技能士会支部活動の参加

お住まいの地域での勉強会等に参加いただけます。

技能士会ホームページの 利用

技能士会HPには、各支部主催の勉強会・交流会等の情報が掲載され、申し込みが出来ます。

キャリアコンサルティング技能士向け 賠償責任保険 (全員加入)

皆様の「安心と信頼」をサポートいたします。

> [詳細はこちら](#)

出所：キャリアコンサルティング技能士会ホームページより

よくある質問: その1

Q(質問)	A(回答)
<p>平成 28 年4月より、「キャリアコンサルタント」が職業能力開発促進法に規定されるとともに、「キャリアコンサルタント」は登録制(5年の更新)の名称独占資格となりましたが、技能士の場合も同じように、合格後は技能士登録の手続きが必要なのですか？</p>	<p>「技能士」に関しては、登録手続きは不要です。但し、「技能士」であっても【キャリアコンサルタント】を名乗るためには「国家資格キャリアコンサルタント」にご登録いただく必要がございます。</p> <p>技能検定合格者はキャリアコンサルタント試験に合格した者とみなされ、登録申請することができます。ぜひご登録いただき、専門家としての研鑽に努めていただくことをお勧めいたします。</p> <p>国家資格キャリアコンサルタントWEBサイト http://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/request_info.html</p>
<p>実務経験はどうやって証明すればよいのですか？</p>	<p>実務経験は自己申告です。受検申請書に申請者本人が記入することで可能です。よって従事証明等は必要ありません。なお、受検申請書の審査により、虚偽の申請が明らかになった場合は、受検受理はできません。また、合格した場合は取り消しとなります。</p>
<p>自分のやってきた相談はメンタル寄りなのですが、実務経験に入りますか？</p>	<p>相談業務の内容は原則として、相談者の希望に応じて実施されるキャリアに関する相談とその他の支援をいいます。よって、この定義に当てはまればメンタルヘルスに関する相談であってもキャリアに係わる相談として実務経験に含まれます。</p>

よくある質問: その2

Q(質問)	A(回答)
会社で部下の面談をしていました。実務経験になりますか？	「受検資格」の実務経験とは、「労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談業務」で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。会社方針に基づく面談や評価制度に伴う部下との面談は該当しません。
中学、高校など学校で教師として行った進路指導は実務経験に入りますか？	上記と同様に、キャリアに関する相談で「相談者の希望に応じて実施される継続的・反復的」なものになります。ご自身がされた相談業務がこれにあたるものかをご確認ください。
ボランティアも実務経験に入りますか？	就労形態に関わらず、受検資格に該当する相談業務として行ったものは実務経験となります。
日常の活動において、キャリアに係わる研修や勉強会で指導をしています。これは実務経験に入りますか？	講習や勉強会での研修講師の経験だけでは実務経験には該当いたしません。ご不明なときは協議会にお問い合わせください。
キャリアコンサルタントの仕事を同じ時期に掛け持ちしていました。受検資格に必要な実務経験年数は3年に満たないのですが、延べ時間数を実務経験の年数に換算し、加算してよいですか？	延べ時間を年数に換算はできません。あくまでも実際に携わった期間の通算となります。同時期に複数の実務経験がある場合は主要なものひとつで算出してください。

問い合わせ先

キャリアコンサルタント登録センター

TEL: 03-5402-5120 FAX: 03-5402-3388

9:30~12:00、13:00~17:00（土日祝日、夏期、年末年始休暇を除く）

http://careerconsultant.mhlw.go.jp/p/request_info.html

特定非営利活動法人 キャリア・コンサルティング協議会

TEL 03-5402-4688（試験部） 03-5402-5588(代表)

10:00~12:00、13:00~17:00（土日祝日、夏季、年末年始休暇を除く）

キャリアコンサルティング技能検定 検定センター

TEL 03-3430-3811

10:00~12:00 / 13:00~17:00（土日祝日を除く）

<https://www.career-kentei.org/>

ご清聴ありがとうございました

千葉 和久

<http://cda.schoolbus.jp>